

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月28日
【事業年度】	第8期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
【会社名】	株式会社川金ホールディングス
【英訳名】	Kawakin Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 信吉
【本店の所在の場所】	埼玉県川口市川口二丁目2番7号
【電話番号】	048 - 259 - 1111
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 青木 満
【最寄りの連絡場所】	埼玉県川口市川口二丁目2番7号
【電話番号】	048 - 259 - 1111
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 青木 満
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(１) 連結経営指標等

回次		第４期	第５期	第６期	第７期	第８期
決算年月		平成24年３月	平成25年３月	平成26年３月	平成27年３月	平成28年３月
売上高	千円	26,849,718	25,972,269	27,982,734	31,648,837	30,286,242
経常利益	〃	1,516,215	315,409	630,634	1,984,559	1,136,918
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	〃	1,013,913	258,473	209,933	1,146,276	1,119,204
包括利益	〃	1,081,227	831,084	984,680	1,810,451	1,453,059
純資産額	〃	14,618,554	15,036,508	15,865,833	17,385,767	15,780,616
総資産額	〃	29,333,864	29,859,480	32,590,790	35,830,231	35,081,614
１株当たり純資産額	円	643.38	669.41	709.21	779.03	707.51
１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額（ ）	〃	51.17	13.05	10.60	57.85	56.49
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	〃	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	43.5	44.4	43.1	43.1	40.0
自己資本利益率	〃	8.2	2.0	1.5	7.8	7.6
株価収益率	倍	5.8	25.5	25.0	5.4	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	千円	1,237,061	3,395,784	887,920	57,483	2,980,700
投資活動によるキャッシュ・フロー	〃	1,159,721	1,452,484	2,194,554	552,571	1,030,861
財務活動によるキャッシュ・フロー	〃	49,747	850,606	234,607	1,050,755	523,186
現金及び現金同等物の期末残高	〃	3,419,845	4,418,131	3,380,017	3,955,561	6,397,200
従業員数	人	1,794	1,782	1,720	1,765	1,742
[外、平均臨時雇用者数]		[76]	[63]	[64]	[92]	[83]

(注) １．売上高には、消費税等は含まれておりません。

２．潜在株式調整後１株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

３．従業員数は、就業人員数を表示しております。

４．「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益又は当期純損失（ ）」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（ ））」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
決算年月		平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月
売上高	千円	418,547	410,137	312,741	322,181	444,795
経常利益	"	230,212	216,938	123,264	137,981	228,274
当期純利益	"	233,850	216,359	133,223	143,421	234,927
資本金	"	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
発行済株式総数	千株	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
純資産額	千円	4,619,616	4,687,375	4,671,983	4,666,804	4,753,117
総資産額	"	5,431,972	5,414,905	5,657,255	5,646,839	5,812,666
1 株当たり純資産額	円	233.16	236.58	235.80	235.54	239.90
1 株当たり配当額	"	7.50	7.50	7.50	7.50	7.50
(うち 1 株当たり中間配当額)	(")	(3.75)	(3.75)	(3.75)	(3.75)	(3.75)
1 株当たり当期純利益金額	"	11.80	10.92	6.72	7.24	11.86
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	"	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	85.0	86.6	82.6	82.6	81.8
自己資本利益率	"	5.1	4.6	2.8	3.1	5.0
株価収益率	倍	25.1	30.4	39.4	42.8	22.6
配当性向	%	63.5	68.7	111.5	103.6	63.3
従業員数		9	7	7	7	7
[外、平均臨時雇用者数]	人	[1]	[1]	[1]	[1]	[1]

- (注) 1 . 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3 . 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2【沿革】

株式会社川金ホールディングスの沿革

平成20年10月	川口金属工業株式会社（現 株式会社川金ビジネスマネジメント）の単独株式移転により会社設立。
平成21年2月	株式会社川金コアテック（現・連結子会社）を設立。
平成21年4月	株式会社川金ビジネスマネジメントから関係会社株式保有事業を会社分割により継承。
平成24年9月	特殊メタル株式会社の株式を取得し完全子会社化（現・連結子会社）。

当社の株式移転完全子会社である川口金属工業株式会社（現 株式会社川金ビジネスマネジメント）の沿革

昭和12年4月	川口製鉄株式会社（資本金50万円）として現在地に設立し、銑鉄、鑄鉄及び鑄鋼の製造販売を営業目的として創業。
昭和14年11月	社名を日本鉄鋼工業株式会社と改称。
昭和20年4月	石産金属工業株式会社と合併し同社の川口工場となる。
昭和23年10月	企業再建整備法により旧会社の第二会社として川口金属工業株式会社（資本金500万円）として発足。
昭和36年10月	当社株式を東京証券取引所市場第二部に上場。
昭和42年10月	伊丹市に大阪工場を建設。
昭和52年1月	株式会社松田製作所に資本投下（昭和60年8月）埼玉県久喜市、清久工業団地に工場移転（現・連結子会社）。
昭和53年10月	株式会社ケイ・エム・アイ設立（平成19年11月 株式会社K M Iへ社名変更）。
昭和54年11月	光陽精機株式会社に資本投下（現・連結子会社）。
昭和55年7月	大阪工場を高石市に建設移転を行う。
昭和60年11月	加西市に兵庫工場建設。異型鋼の圧延加工を開始（昭和63年10月）川口金属加工株式会社（平成21年4月 株式会社川口金属加工へ社名変更）として独立（現・連結子会社）。
平成元年10月	株式会社ノナガセに川口金属加工株式会社が資本投下（現・連結子会社）。
平成6年3月	株式会社林ロストワックス工業に資本投下（現・連結子会社）。
平成14年3月	川口金属鑄造株式会社設立（平成21年4月 株式会社川口金属工業へ社名変更（現・連結子会社））。
平成16年5月	川口テクノソリューション株式会社設立（平成21年4月 株式会社川金テクノソリューションへ社名変更（現・連結子会社））。
平成18年8月	川口金属加工株式会社は、新明興産業株式会社を吸収合併。
平成19年4月	茨城県結城市に結城事業所開設。本社構造機材事業部製造部門を移設。
平成19年4月	川口金属加工株式会社より伸縮装置の製造を当社兵庫工場へ移管。
平成19年10月	株式会社ケイ・エム・アイより当社郡山事業所（金型製造）を移管。
平成20年9月	株式会社川金金融設立（現・連結子会社）。
平成20年10月	株式移転により株式会社川金ホールディングス（提出会社）を設立。
平成21年3月	会社分割により鑄造事業を川口金属鑄造株式会社へ、金属加工事業を川口金属加工株式会社へ承継。
平成21年4月	社名を株式会社川金ビジネスマネジメントへ変更。 会社分割により関係会社株式保有事業を株式会社川金ホールディングスへ、土木建築用機材製造販売事業を株式会社川金コアテックへ承継。
平成24年1月	Kawakin Core-Tech Vietnam Co.,Ltd.（現・連結子会社）を設立。

3【事業の内容】

当社グループの主な事業内容と主な関係会社の事業における位置付けは、次のとおりであります。

（素形材事業）

- 鋼材 (株)川口金属加工が異形鋼の製造販売を行っております。
- 鋳造品 (株)川口金属工業、特殊メタル(株)が鋳造品の製造販売を行っております。
- 精密鋳造品 (株)林ロストワックス工業、大連（林）精密鋳造が精密鋳造品の製造販売を行っております。

（土木建築機材事業）

- 橋梁機材 (株)川金コアテック、Kawakin Core-Tech Vietnam Co.,Ltd.、(株)ノナガセが橋梁機材関連の製造販売を行っております。
- 建築材料 (株)川金テクノソリューションが建築用機材の解析設計を、(株)川金コアテック、(株)ノナガセが製造販売を行っております。

（産業機械事業）

- 射出成型機 (株)松田製作所が射出成型機の製造販売を行っております。
- 油圧機器 光陽精機(株)が油圧シリンダーの製造販売を行っております。

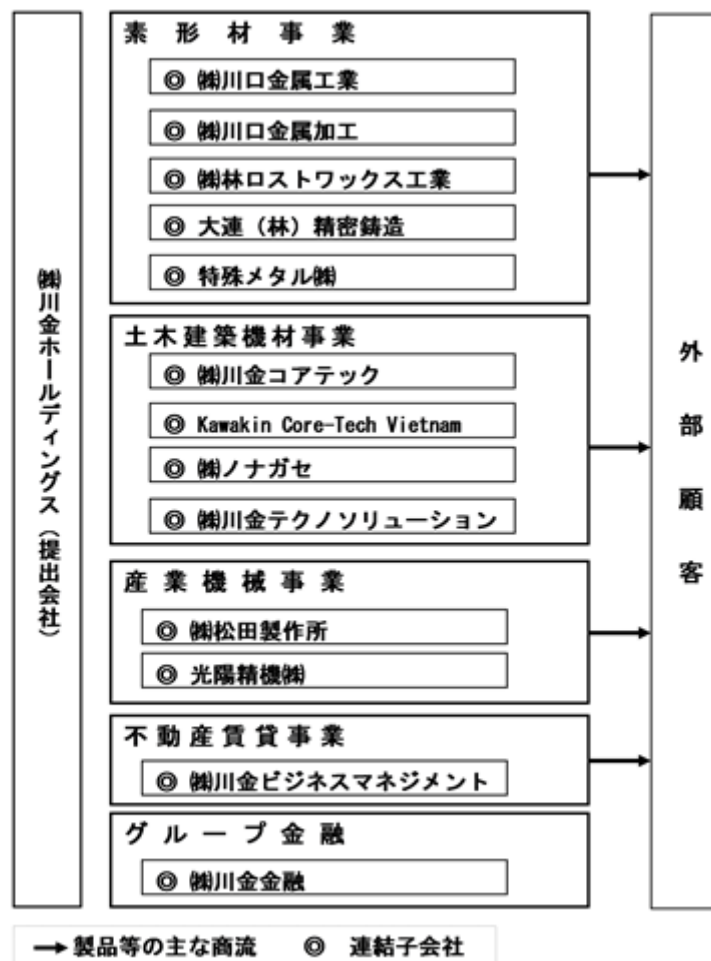
（不動産賃貸事業）

- (株)川金ビジネスマネジメントが不動産について賃貸を行っております。

また、当社は関係会社に対する経営指導、(株)川金金融が関係会社に対する資金の貸付を行っております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

以上の当社グループの状況について事業系統図を示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

(連結子会社)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(株)川口金属工業 2	埼玉県 川口市	10	素形材	100.0	役員の兼任等有り
(株)川金コアテック 1, 2	埼玉県 川口市	45	土木建築機材	100.0	役員の兼任等有り
Kawakin Core-Tech Vietnam Co.,Ltd. 1	ベトナム	242	土木建築機材	100.0 (100.0)	役員の兼任等有り
(株)松田製作所 1, 2	埼玉県 久喜市	40	産業機械	74.6	役員の兼任等有り
光陽精機(株) 1, 2	千葉県 船橋市	40	産業機械	70.0	役員の兼任等有り
(株)川口金属加工 1	東京都 中央区	62	素形材	100.0	役員の兼任等有り
(株)ノナガセ 2	東京都 中央区	30	土木建築機材	100.0 (100.0)	役員の兼任等有り
(株)林ロストワックス工業 1, 2	新潟県 柏崎市	90	素形材	86.1	役員の兼任等有り
大連[林]精密鑄造有限公司 1	中国 遼寧省	1,338	素形材	86.1 (86.1)	役員の兼任等有り
(株)川金ビジネスマネジメント 1	埼玉県 川口市	90	不動産賃貸	100.0	役員の兼任等有り
(株)川金テクノソリューション 1	埼玉県 川口市	90	土木建築機材	100.0 (100.0)	役員の兼任等有り
(株)川金金融	埼玉県 川口市	20	金融業	100.0	役員の兼任等有り 資金借入・債務保証
特殊メタル(株)	福島県 相馬市	10	素形材	100.0 (100.0)	役員の兼任等有り

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、主にセグメントに記載された名称を記載しております。

2. 1 特定子会社に該当しております。

3. 連結子会社の「議決権の所有割合」は、()は間接所有を内数で表示しております。

4. 2 下記の各社は、連結売上高に占める売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の割合が10%を超えております。

(単位:百万円)

	売上高	経常損益()	当期純損益()	純資産額	総資産額
(株)川口金属工業	5,099	141	125	278	2,152
(株)川金コアテック	6,811	786	495	3,606	7,449
(株)ノナガセ	8,385	132	89	787	4,233
(株)林ロストワックス工業	3,625	114	127	3,200	5,408
光陽精機(株)	4,131	429	382	4,053	4,688
(株)松田製作所	3,151	210	191	1,506	2,631

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年 3 月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
素形材事業	1,173 [29]
土木建築機材事業	279 [27]
産業機械事業	268 [25]
不動産賃貸事業	1
全社	21 [2]
合計	1,742 [83]

（注）従業員数は就業人員であり（当社グループ外からグループへの出向者を含み、人材会社からの派遣社員を除く）、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成28年 3 月31日現在

従業員数（人）	平均年令（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
7 [1]	43.7	5.1	6,362

（注）1．平均年間給与（税込）は、基準外賃金及び賞与を含めております。
 2．従業員数は就業人員（社外から当社への出向者を含み、人材会社からの派遣社員を除く）であります。臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 3．提出会社のセグメントについては全社であります。

(3) 労働組合との関係

労使関係において特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、昨年度までの回復の動きが一服し、踊り場の様相を呈しました。マイナス金利導入など金融緩和の継続、原油価格の大幅下落などが下支えとなったものの、消費の低迷や中国経済の悪化などがマイナス要因となり、足もとでは、急激な円高も先行きへの不安材料となっております。

海外経済につきましては、米国は堅調、欧州は緩やかな回復となりましたが、中国や東南アジアなどの新興国の経済成長は鈍化し、不安定な状況が続いております。

こうした状況下、中国経済減速の影響が素形材事業部門における中国事業に波及し、第4四半期に減損処理に伴う特別損失を計上いたしました。

このような経済環境のもと、素形材事業部門で受注減となり、連結売上高は30,286百万円（前期比4.3%減）となりました。損益面では、生産効率化や高付加価値品の受注増など粗利率改善努力の積み上げにより、営業利益は1,450百万円（前期比4.5%増）となりました。第4四半期に急激な為替相場変動に伴う為替差損が発生し、経常利益は1,136百万円（前期比42.7%減）となりました。また、中国事業における特別損失を計上いたしました結果、親会社株主に帰属する当期純損失1,119百万円（前期は利益1,146百万円）となりました。

セグメント別概況

〔素形材事業〕

精密鑄造品は中国経済の悪影響を受けて受注が不調に終わりました。鑄鋼品は船舶関連の需要減退に伴い生産低迷が続いております。好調であった異型鋼につきましても、下期以降受注が伸び悩みました。これらの結果、売上高は10,653百万円（前期比12.6%減）となりました。

〔土木建築機材事業〕

工期の延長や入札の不調などによる工事発注の遅れが一部見られましたが、年度内に売上計上となる物件が増えました。補修関係の需要も回復し、受注も堅調に推移しました結果、売上高は12,218百万円（前期比1.4%増）となりました。

〔産業機械事業〕

油圧機器につきましては、建設機械向けシリンダーの受注減を掘削機用ジャッキの受注が補い、ゴム用射出成型機につきましても、引き続き主力製品の販売が好調でした。これらの結果、売上高は6,936百万円（前期比0.1%増）となりました。

〔不動産賃貸事業〕

不動産賃貸につきましては、売上高は478百万円（前期比0.3%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	増減
営業活動によるキャッシュ・フロー	57	2,980	3,038
投資活動によるキャッシュ・フロー	552	1,030	478
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,050	523	527
現金及び現金同等物の期末残高	3,955	6,397	2,441

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」）は、営業活動によるキャッシュ・フローの増加により、前連結会計年度末と比較し資金の残高は2,441百万円増加し6,397百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローにより獲得された資金は2,980百万円(前期比3,038百万円の増加)となりました。これは主に売上債権の減少、仕入債務の増加等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローにより支出された資金は1,030百万円(前期比478百万円の支出増加)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出の増加、貸付金の回収による収入の減少等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローにより獲得された資金は523百万円(前期比527百万円の減少)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出の増加等であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	前年同期比(%)
素形材事業(百万円)	13,961	11.1
土木建築機材事業(百万円)	6,692	5.4
産業機械事業(百万円)	6,780	4.7
合計(百万円)	27,434	6.0

(注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。

2. 上記の金額は、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当連結会計年度における受注状況をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同期比(%)	受注残高 (百万円)	前年同期比(%)
素形材事業	15,578	10.6	3,100	22.9
土木建築機材事業	16,004	8.2	7,413	7.0
産業機械事業	7,484	1.0	2,052	10.9
合計	39,067	1.8	12,566	1.8

(注) 1. 金額はセグメント間の内部振替前の数値によっております。

2. 上記の金額は、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	前年同期比(%)
素形材事業(百万円)	10,653	12.6
土木建築機材事業(百万円)	12,218	1.4
産業機械事業(百万円)	6,936	0.1
不動産賃貸事業(百万円)	478	0.3
合計(百万円)	30,286	4.3

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額は、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

今後の経済状況につきましては、引き続き金融緩和効果や、財政政策を伴う経済対策が予想されることから、国内景気は下支えされていくものと予想されます。一方、株価の乱高下や急激な円高の影響が徐々に始めているなど、不透明感も拭いきれません。また、日本経済全体として海外需要頼みの状況が続いており、世界経済の影響が大きいことも不安材料の一つです。特に、景気減速感のある中国の状況はいまだ落ち着きを見せず、新興国を中心に積極的な設備投資などの需要が期待できないのが実情です。

当社グループは、このような情勢に対して、着実に国内需要を取り込むと共に、世界の需要動向や市場状況の変化に即応できるような営業力、技術力の強化に努めてまいります。同時に、生産効率化による収益力向上と、品質安定化による顧客満足度向上を両立させ、更なる成長を目指します。受注面では、付加価値の高い素材へのシフトや、高品位な製品の拡販に努めます。生産面では、リードタイム短縮により需要家からの更なる短納期要求に対応し、生産性を上げるためのライン改造や組織再編を行います。

素形材、産業機械といった民需向けの事業部門では、納期や品質に関する顧客満足度をさらに上げられるような改善活動を続けてまいります。特に、自動車部品向け製品の受注増を目指し、生産能力の増強と新形状や新素材への挑戦に注力いたします。合わせまして、グループ内での共同営業を推し進め、同じ需要家に提供する製品の幅を広げてまいります。原価面では、徹底的なコスト削減を実施するべく、人的資源の再配置や、体制の見直しを進めます。電気代や原材料費などの上昇によるコストアップは、製造方法の改善や設計の見直しによるコストダウンで吸収いたします。合わせまして、生産効率化のための設備投資も続けてまいります。

土木建築機材部門につきましては、橋梁分野では、今年度新設工事発注が前年度並みとなる業界予想で、厳しい環境が続くものと思われます。量が見込めない中で、質を追求した受注戦略を念頭に、より付加価値の高い製品のPRを強化します。そのために、元請会社だけでなく、発注元である官公庁向けに技術営業を推進してまいります。

また、国内市場の伸び鈍化を補うため、ベトナム工場を活用し、アジアを中心とする橋梁用デバイスの海外販売に注力するとともに、今年度よりグループに加わった米国DIS社の持つ世界的販売チャンネルに我が社製品をのせて、海外市場での更なる拡販を目指します。一方、国内維持補修分野の強化を目的として、新工法や新製品の開発も進めてまいります。建築分野では、これまで検討依頼があり未受注の案件の棚卸をするとともに、取りこぼしのないようグループ総力あげての受注活動に努めます。また、新たな免震装置の開発に努めると共に、これまで多くなかったマンションなどの居住施設や高層ビルなどの需要を追いかけてまいります。

グループ全体では、平成27年度からスタートした第2次3ヶ年中期経営計画「川金ReBORN」に掲げる柔軟な体制づくりに取り組み、着実に成長するべく歩を進めてまいります。その上で、事業セグメント毎に安定した収益構造を確立してまいります。グループ内各社間、事業部門間のシナジー効果を最大化するために、共同研究開発を促進し、川金グループの技術力を結集した新製品の開発を増やします。そのために、注力分野への大胆な人的資源の投入や、配置の見直しなどによって、グループ経営の最適化を推進し、より強力で筋肉質な組織づくりを進めてまいります。これら施策の実行を通じて、グループ全体の企業価値の向上を図り、更なる発展を目指してまいります。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成27年6月29日開催の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の承認を得て、以下の内容の買収防衛策（以下、「本プラン」といいます。）を継続導入しております。本プランの有効期間は、平成27年6月開催の株主総会終了後から平成30年3月期の定時株主総会の終結時までです。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては当社の株主共同の利益（以下、単に「企業価値・株主共同の利益」といいます。）を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であるべきものと考えております。上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年の我が国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為またはこれに類似する行為を強行する動きも見受けられないわけではなく、こうした大量買付行為の中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が大量買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大量買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益の向上、拡大に資さないものも想定されます。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、下記2の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に向上するべく十分に検討されたものであります。したがって、上記の基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

1．沿革

当グループは、昭和23年、鋳物の街川口を代表する鋳造会社として創業いたしました。昭和33年には橋梁用支承の本格的な設計製作、昭和36年に電炉鋼ビレットの製造、昭和60年に異型鋼の圧延加工、平成2年に伸縮装置の製作、平成8年にゴム免震支承、平成16年に制震ダンパーの設計製作といった各事業を開始し市場に参入いたしました。この間、我が国の産業の発展に伴い、当社グループ戦略においても事業拡大の必要性が増し、昭和52年に射出成型機、昭和54年に油圧シリンダー、平成6年に精密鋳造品の各製造会社をグループ内に取り込みました。このように、当社グループは、技術力と現場力を重視したグループ体制を築きあげ、会社の利益向上に努めてまいりましたが、更なる発展のため、平成20年10月1日に株式会社川金ホールディングスによる持株会社体制に移行いたしました。更に、平成21年4月1日に子会社を素形材事業・土木建築機材事業・産業機械事業の各事業分野別に再編しました。

2．企業価値向上への取組み

平成20年に創業60周年を迎えた当社グループは、一貫して「高品位なテクノロジーを提供し、安全で安心できる快適な生活、社会基盤作りに貢献する」ことを経営理念としてきており、当社の免震支承や制震装置によって橋梁などの社会資本や学校、病院、庁舎、ビルやマンションに至る建築物、ひいては市民の安全を守ることをその使命としております。鑄造部品、産業機械パーツにおきましても、最終製品の機能を十二分に発揮させ、ユーザーが安心して使える製品提供を目指すものであります。

この企業理念を実現するために、次の3点を経営の基本方針としております。

- (1) 全社員の能力向上により、社の総合力を高め成長と発展を続ける。
- (2) 新たな技術へのたゆまぬ挑戦により、顧客のニーズを満たし、“Tomorrow's Technology, Today.”を実現する。
- (3) 法令遵守の精神にのっとり、公明正大な企業活動を実践する。

この経営の基本方針にのっとり、当社グループは、世界単位で激変する環境の中にあっても、安定的な収益を確保できうる経営基盤の強化を図るとともに、更なる発展を目指しております。また、過大な設備、人的資源の見直しを目的としたグループ全体を見渡した体制再構築を積極的に推進し、原材料の高騰などの外部要因による影響を内部吸収できるような強靱なグループ体制にまいります。持株会社制への移行は、このような体制再構築の一環として、グループ全体の最適化の観点にたった経営資源の再配分やリスク管理、事業基盤の維持強化を進めることを目的としたものであります。

現在、当社グループは、当社、連結子会社13社により構成され、土木建築用構造機材、素形材、及び産業機械の3分野を主な事業領域としております。いずれも「高品位部材メーカー」をキーワードに高い技術力と確かな製品力によって、需要家のニーズを満足させることを経営方針としております。

土木建築用構造機材につきましては、橋梁用免震支承のトップシェアを維持しており、市場のリーダーとして高機能化や低価格化といった課題に取り組んでおります。

素形材につきましては、永年培ってきた技術力と現場力によって、産業機械用部品や自動車部品などを中心に、新しい材質や形状の鑄造、加工にチャレンジしております。特に安価な外国製品に対抗できる価格競争力を備えつつ、品質・納期面での優位性を出すことによって、差別化を図っております。

産業機械につきましては、高機能が要求されるマーケットにあって、トップメーカーの地位を確保すべく、国内向け、海外向けともにさまざまなニーズに応えられるような技術提案力の向上と生産能力の増強に努めております。

このような状況の中で、平成24年度に当社グループは3か年中期経営計画をスタートさせております。当中期計画においては、以下の将来像を掲げて業務に取り組んでおり、平成27年度からの新たな中期計画においても継続しております。

- (1) 時代変化に柔軟な企業集団
- (2) 顧客志向のエンジニアリングソリューション集団
- (3) 強固な企業統治体制

以上のとおり、当社グループにおける企業価値の源泉は、各事業分野において永年にわたり蓄積してきた「技術力」と「現場力」にあります。それらによって構築された顧客との長期的信頼関係、変化する顧客ニーズを満たす新製品開発能力、市場への提案力、品質・納期を満たす製品供給力などが当社グループの持続的な企業価値・株主共同の利益の向上、拡大への取組みの根幹となっております。そして当然ながらにして、これらのような技術的見地をベースに、さまざまなノウハウを有機的かつ継続的に融合させていくことのできる人材が、この取組みに必要不可欠であります。当社グループは、当社グループが関わる製品や技術情報、市場等についての豊富な経験と知識、すなわち「技術力」と「現場力」に対する適切な理解なくしては、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保、向上させるための施策の策定、実行は困難であると考えております。

3. コーポレートガバナンス（企業統治）への取組み

また、当社は、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させるためには、経営の効率性、健全性、透明性を高め、コーポレートガバナンスを充実させることが重要であると考えております。

経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするために、取締役全員の任期を1年としております。また、監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成され、監査役は、取締役会に出席するほか、各種会議等に参加し、積極的に意見を述べており、十分な経営チェックが可能な体制となっております。

内部監査については、業務執行機関と独立した部門として、監査室を設置しております。内部統制システムの構築とグループ内浸透を推し進めております。

また、株主の皆様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、安全・環境・品質の確保、社会貢献活動、法令遵守の徹底等のCSR活動の更なる充実に努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

1. 企業価値・株主共同の利益の確保、向上

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保、向上に反する株券等の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社においては、企業価値・株主共同の利益の確保、向上に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様に必要な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として株券等の大量買付行為を強行するといった動きも見受けられないわけではありません。

もとより株券等の大量買付行為は、たとえそれが対象である会社の取締役会の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値・株主共同の利益の確保、向上をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株券等を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うものなど、企業価値・株主共同の利益を著しく損なうことが明白ないわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、長年築いてきたお客様との信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様利益につながるものであることを確信しております。当社株券等の大量買付者（下記2.(3)で定義されます。）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

(2) 本プラン継続の必要性

当社の株券等は、上場株式として、原則的に自由に譲渡でき、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引いただいています。したがって、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記(1)のような状況下で大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるか否かを株主の皆様に適切に判断していただき、提案に応じることの是非を十分に決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えており、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、以下のとおり本プランを継続しております。大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害すると判断される場合の対抗措置を定めています。

なお、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。また、平成28年3月31日現在の当社の大株主の状況は、別添のとおりとなっております。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

なお、本プランに従って対抗措置を機動的に実施するため、新株予約権の発行登録を行うことがあります。

(2) 本プランの継続手続—定時株主総会における承認

本プランの継続は、当社定款第18条の規定に基づき、平成27年3月期定時株主総会における決議により、株主の皆様にご承認をいただいております。

(3) 本プランの発動に係る手続

対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けの結果、

・ 当社の株券等¹の保有者²が保有³する当社の株券等に係る株券等保有割合⁴の合計

・ 当社の株券等⁵の公開買付者⁶が所有⁷または所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者⁸が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合⁹の合計

のいずれかが20%以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）による当社株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このよ

うな買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。)。

(注の説明)

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。
2. 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいいます。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。
6. 金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいいます。
7. 金融商品取引法第27条の2第1項第1号に規定する所有をいいます。
8. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。
9. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。本プランの公表及び大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて株式会社東京証券取引所の定める諸規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページに本プランを掲載しております。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を含む意向表明書（大量買付者の代表者による署名または記名捺印があるものとし、また、条件または留保等は付されてはならないものとします。）を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、大量買付者の履歴事項証明書（若しくはこれに相当する外国官署の証明書）、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。買付提案書の添付書類に不足があるときは追完を求めます。また、大量買付者から提供を受けた情報では、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、買収の是非に関する株主の皆様への適切なご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会及び独立委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会及び独立委員会が別途要求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます（以下、「追加情報」といいます。ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容及び性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を超える追加情報提供の要求までは行わないこととします。）。当社取締役会による追完の要求、あるいは追加情報提供の要求は、上記買付提案書受領後10日以内（追加情報提供の要求に応じた追加情報提供があったときの更なる追加情報の提供要求は、その受領後10日以内）に行うこととします。（本必要情報）

- ・ 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、及び当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- ・ 大量買付者及びそのグループが現に保有・所有する当社の株券等の数、並びに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- ・ 大量買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、及びその方法及び内容（大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大量買付行為の対価の額及び種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）
- ・ 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）
- ・ 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ・ 大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）
- ・ 大量買付行為の後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- ・ 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ・ その他当社取締役会及び独立委員会が合理的に必要なと判断する情報

なお、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実を、直ちに株主の皆様の開示いたします。大量買付行為があった事実

及び大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様に情報開示を行います。

当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書（同添付書類を含む）に記載される内容につき、買収の是非に関する株主の皆様の適切なご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた追加情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨並びに下記記載の取締役会評価期間の始期及び終期を、直ちに大量買付者及び独立委員会に通知し、株主の皆様に対する情報開示を法令及び株式会社東京証券取引所の定める諸規則に従って適時かつ適切に行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内（以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記に定める独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を十分検討してとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に公表いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記に定める不実施決定通知を受領した場合は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会は、3名以上5名以下の委員により構成され、委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。本プラン継続時の独立委員会の委員には、浜田卓二郎氏、高橋修平氏及び田邊國夫氏の合計3名が就任しております。なお、各委員の略歴は、別紙1「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりであり、独立委員会規則の概要は、別紙2「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行います。

対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者（当社が費用を負担することとします。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役会全員の一致により発動の決議をすることといたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

対抗措置の発動の条件

・大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

・大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、直ちに、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じるものではありません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要

かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- () 高値買取要求を狙う買収である場合
- () 重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- () 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- () 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- () 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買収である場合
- () 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- () 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- () 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- () 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
 - a. 当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
 - b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないかまたは回避することができないおそれがある場合

当社取締役会による対抗措置の実施・不実施に関する決定

当社取締役会は、上記 または のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の実施または不実施に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の実施または不実施の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様に対する情報開示を行います（以下、この決定のうち、不実施の決定がなされたときの通知を「不実施決定通知」といいます。）。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または当社取締役会から不実施決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施または中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様に対する情報開示を行います。

(4) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙3「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（以下「行使価額」といいます。）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株が交付されます。

ただし、特定株式保有者（2.(3) に定義する者をいいます。）、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、若しくはその特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配され若しくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（以下「非適格者」といいます。ただし、その者が当社の株券等を取得または保有することが当社の企業価値・株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととします。）は、本新株予約権を原則として行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で非適格者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権のうち、当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得することができます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当社普通株式と引換えに、当該者が有する本新株予約権のうち、当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

更に、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

上記(1)記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を実施した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時に株主の皆様に対する情報開示を行います。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成27年3月期定時株主総会の終結の時から平成30年6月開催予定の平成30年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、平成27年3月期定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得た上で、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは平成27年6月11日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに公表いたします。

また、平成30年3月期に関する定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただき予定です。

3. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時点においては、対抗措置自体(発動)はなされておきませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、割当実施時点で、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止または無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使・不行使または取得等に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行なう場合には、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。これに対して、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)に記載の手続により、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

本新株予約権の行使または取得に関しては、上記2(4)のとおり、差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、非適格者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されます。この場合であっても、非適格者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

また、本新株予約権自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様が株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当該株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様において必要となる手続等

本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座等の必要事項並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個あたり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権に

つき1株（対象株式数の調整があった場合には、調整後の株数）の当社普通株式が交付されることとなります。なお、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替をしていただく必要があります。

当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1．買収防衛策に関する指針の要件等を充足していると考えられること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものと考えます。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

2．企業価値・株主共同の利益の確保または向上を目的として継続されていること

本プランは、上記に記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保または向上することを目的として継続されるものです。

3．株主意思を重視するものであること

本プランは、継続にあたり株主の皆様の意思を適切に反映させる機会を確保するため、有効期間が満了する年の定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として継続されます。上記2.(2)に記載のとおり、平成27年3月期定時株主総会において本プランを承認する議案をお諮りし、かかる議案が承認されておりますので、本プランを継続しております。更に、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることとなり、その意味で、本プランの継続だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の実施または不実施の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様にお示しするものです。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の実施は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

4．独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記2.(3)に記載のとおり、本プランの継続にあたり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立性の高い社外者からなる独立委員会を設置しております。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

５．合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記 ２.(３)に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

６．独立した地位にある第三者の助言の取得

本プランは、上記 ２.(３) 及び ２.(３) に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

７．デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、上記 ２.(５)に記載のとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお廃止または発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため発動を阻止するのに時間を要する、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(別紙1)

独立委員会委員の氏名及び略歴

本プラン継続時の独立委員会の委員は、以下の3名です。

浜田 卓二郎

略歴： 昭和40年4月 大蔵省入省
昭和55年6月 衆議院議員初当選
平成17年2月 弁護士法人浜田卓二郎事務所設立、代表社員（現）

高橋 修平

略歴： 平成10年4月 弁護士登録、清水直法律事務所入所
平成13年11月 米国ニューヨーク州弁護士登録
平成20年4月 高橋修平法律事務所設立、代表（現）

田邊 國夫

略歴： 昭和39年4月 株式会社三菱銀行入行
平成7年6月 財団法人聖路加国際病院事務局長
平成20年10月 当社社外監査役（現）

(別紙2)

独立委員会規則の概要

- 第1条 当社は、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下、「本プラン」という。）の導入・継続に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の実施または不実施に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性及び中立性の確保に資することを目的とする。
- 第2条 独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任にあたり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。
- 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）等となったことがない者
 - 現在または過去における当社等の取締役または監査役の一定範囲の親族でない者
 - 当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役または監査役等となったことがない者
 - 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役または監査役等でない者
 - 当社等との取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
 - 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）
- 2 委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 3 委員の任期は、平成27年3月期定時株主総会の終結の時（ただし、本プランの期間中に選任された委員については、選任の時）から、平成30年3月期定時株主総会の終結の時までとする。
- 第3条 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。
- 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
 - 買付提案の内容が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害するか否かの決定並びに対抗措置の実施または不実施
 - 対抗措置の中止
 - ないし のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
 - 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
 - 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- 第4条 独立委員会の決議は、原則として委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。
- 第5条 独立委員会は、当社の費用で、独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- 第6条 取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。
- 第7条 取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。
- 第8条 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由及びその根拠を説明しなければならない。

(別紙3)

新株予約権の要項

1. 割当て対象株主

本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

2. 発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株とする。

ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

5. 新株予約権の目的である株式の数の調整

当社が、割当期日後、当社株式の分割若しくは併合または合併もしくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。

対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨及びその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数及びその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知または公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の払込金額

無償とする。

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。

8. 新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の条件

本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。

）下記 ）aにおける「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいい、同bにおける「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。本要項のその他の場合における「株券等」とは、これらのうちの最も広義のものをいう。

）「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。

）「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。

）「公開買付者」とは、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。

）「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項第1号に規定する所有をいう。

）「大量買付行為」とは、特定株式保有者による当社株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはその提案をいう（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除く。）。

）「大量買付者」とは、大量買付行為を行いまたは行おうとする者をいう。

）「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けの結果、

a. 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計

b. 当社の株券等の当該公開買付者が所有または所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計

のいずれかが、20%以上となる者をいう。

）「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。

）「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。

）「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。

以下に定める者は原則的に新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、若しくはその特別関係者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配され若しくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（以下「非適格者」という。ただし、その者

が当社の株券等を取得または保有することが当社の企業価値・株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。)

上記の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

10. 当社による新株予約権の取得

当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日(ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日)の翌日以降、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。

当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権のうち、当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得することができる。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当社普通株式と引換えに、当該者が有する本新株予約権のうち、当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得することができる。

11. 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

12. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。

13. 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付及びその条件

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

14. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しない。

15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、本新株予約権無償割当て決議において定める額とする。

16. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書(行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座(特別口座を除く。))等の必要事項並びに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。)に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法及びその関連法規(日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。)上その時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

17. 新株予約権行使の効力発生日等

新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書及び添付書類が行使請求受付場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が指定口座に入金された時に生じるものとする。

18. 法令の改正等

新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨及び文言を勸案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の概況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業の特徴について

当社グループの連結売上高のうち、公共事業向け製品の売上が約4割を占めておりますが(土木建築機材部門)、この部門では政府自治体の予算配分を含めて、公共投資の動向によって業績に影響を受ける可能性があります。

(2) 公共工事向け製品の納入時期について

公共工事の発注は、予算執行の関係上下半期に多くなる傾向があり、これまでの実績では当社製品の納入時期が特に第4四半期に集中しております。そのため、会計年度の上半期と下半期とでは、売上高や損益額に著しい差異が生じます。当社では、このような季節的変動要因を軽減するため、受注量に応じた閑散期の人員の配転や繁忙期の派遣採用、上半期への休日振替等を行っております。

(3) 特定顧客への依存度について

素形材事業のうち、射出成型機用鋳鉄品、及び、直動軸受用異形鋼につきましては、特定顧客からの受注に依存しております。受注量の長期契約は行っていないため、これら特定顧客の動向によって業績に影響を受ける可能性があります。

(4) 原材料の高騰について

当社グループは、製品製造にあたり、スクラップやニッケル等の鉄原料、鋼材、天然ゴムなどを原材料として購入しています。これら相場の変動により原材料価格が高騰し、当社グループの製造原価を押し上げる可能性があります。

(5) 製造物責任について

当社グループは、メーカーとして顧客仕様に基づく製品を製造、販売しておりますが、性能不良や欠陥等の瑕疵担保責任に起因する損害賠償等の負担により業績に影響を受ける可能性があります。また、製造物責任賠償については保険に加入しておりますが、損害賠償額が保険でカバーしきれない場合は業績に影響を受ける可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 技術受入契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
(株)川金コアテック	マゲバ社	スイス	伸縮継手	特許実施許諾 (注) 1	平成28年1月1日 平成29年12月31日
(株)川金コアテック	オイレス工業(株)	日本	支承、沓	特許実施許諾 (注) 2	平成15年6月19日 から許諾特許の有効 期間
(株)川金コアテック	ダンブテック	デンマ ーク	摩擦パッド	特許実施許諾 (注) 3	平成21年10月13日 平成31年10月12日
(株)川口金属工業	(株)IHIフォイト ペーパーテクノロ ジー	日本	スクリーン プレート	特許実施許諾 (注) 4	平成20年4月1日 平成21年3月31日 以後1年ごとの自動 更新

(注) 1.ロイヤリティとして売上高の4%程度を支払っております。

2.ロイヤリティとして売上高の5%程度を支払っております。

3.ロイヤリティとして売上高の5%程度を支払っております。

4.ロイヤリティとして売上高の18.4%程度を支払っております。

(2) 株式売買契約

当社は、平成28年3月30日開催の取締役会において、Dynamic Isolation Systems, Inc. (以下、DIS社)の発行済株式すべてを当社グループで取得することを決議し、平成28年3月30日に株式売買契約を締結しております。

取得価額は15,000千円ドル(現金支払)。ただし、株式売買契約には価額調整条項があります。

内容については、第5 経理の状況 1 連結財務諸表 (重要な後発事象)に記載しております。

6【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態

当連結会計年度末の資産は35,081百万円となり、前連結会計年度末と比較し748百万円減少しました。主に有形固定資産、投資有価証券が減少したためであります。負債は19,300百万円となり、前連結会計年度末と比較し856百万円増加しました。主に長期借入金が増加したためであります。純資産は15,780百万円となり、前連結会計年度末と比較し1,605百万円減少しました。主に利益剰余金、その他有価証券評価差額金が減少したためです。

(2) 当連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの分析

経営成績については「1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローについては「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは主に省力化、合理化及び製品の信頼性向上のための投資を行っております。

内訳	当連結会計年度
素形材事業	406百万円
土木建築機材事業	86百万円
産業機械事業	506百万円
不動産賃貸事業	102百万円
全社	7百万円

主な増加資産は次のとおりであります。

素形材事業及び産業機械事業は製造設備の購入等であります。また所要資金は、借入金、リース資金等によっております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりであります。なお、提出会社は該当ありません。

(1) 国内子会社 (平成28年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資 産	その他	合計	
㈱川金ビジネス マネジメント	商業施設用地 (埼玉県 川口市他)	不動産 賃貸 素形材	不動産賃貸	1,570	-	1,822 (55)	-	21	3,415	13 [1]
㈱川金コアテッ ク	茨城工場他 (茨城県 結城市他)	土木建 築機材	橋梁機材 製造設備	493	230	120 (8)	-	18	863	137 [25]
㈱松田製作所	本社工場他 (埼玉県 久喜市他)	産業 機械	射出成型機 製造設備	83	110	751 (19)	-	27	972	101 [7]
光陽精機㈱	つくば工場他 (茨城県 筑西市他)	産業 機械	油圧機器 製造設備	519	815	310 (86)	-	26	1,671	167 [18]
㈱川口金属加工	兵庫工場等 (兵庫県 加西市)	素形材 土木建 築機材	圧延加工 製造設備	127	559	889 (65)	-	97	1,674	71

(2) 在外子会社 (平成27年12月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資 産	その他	合 計	
大連〔林〕 精密鑄造有 限公司	本社工場 (中国遼寧省)	素形材	精密鑄造品 製造設備	303	685	-	-	65	1,053	937

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具及び備品、建設仮勘定が含まれております。
2. 上記の金額については消費税等(建設仮勘定を除く)は含まれておりません。
3. 従業員数の[]は、臨時従業員数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （平成28年3月31日）	提出日現在発行数（株） （平成28年6月28日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	20,000,000	東京証券取引所 （市場第二部）	単元株式数 100株
計	20,000,000	20,000,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成20年10月1日 （注）	20,000,000	20,000,000	500,000	500,000	125,000	125,000

（注）増加は平成20年10月1日に株式移転により設立されたためであります。

(6)【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株 式の状況 （株）
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	11	14	59	18	2	1,895	1,999	-
所有株式数 （単元）	-	34,848	597	44,077	727	3	119,672	199,924	7,600
所有株式数の 割合（％）	-	17.43	0.30	22.05	0.36	0.00	59.86	100.00	-

（注）自己株式186,702株は「個人その他」に1,867単元、「単元未満株式の状況」に2株含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
川金ホールディングス取引先持株会	埼玉県川口市川口 2 - 2 - 7	1,192	5.96
(株)みずほ銀行(常任代理人 資産管理 サービス信託銀行(株))	東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5 (東京都中央区晴海 1 - 8 - 1 2)	980	4.90
鈴木 信吉	東京都文京区	954	4.77
(株)埼玉りそな銀行	さいたま市浦和区常盤 7 - 4 - 1	924	4.62
特殊メタル(株)	東京都中央区京橋 1 - 1 - 1	756	3.78
鈴木 布二子	東京都新宿区	738	3.69
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 1 1	677	3.39
鈴木パーライト(株)	埼玉県川口市本町 1 - 1 4 - 5	548	2.74
オイレス工業(株)	東京都港区港南 1 - 2 - 7 0	542	2.71
鈴木 紀子	東京都新宿区	484	2.42
計	-	7,799	39.00

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年 3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 186,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,805,700	198,057	-
単元未満株式	普通株式 7,600	-	1単元(100株)未満の株式数
発行済株式総数	20,000,000	-	-
総株主の議決権	-	198,057	-

【自己株式等】

平成28年 3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社川金ホール ディングス	埼玉県川口市川口 2 - 2 - 7	186,700	-	186,700	0.93
計	-	186,700	-	186,700	0.93

(9) 【ストックオプション制度の内容】

(平成23年 6 月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成23年 6 月29日定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 4 名 ・ 監査役 3 名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数 (株)	取締役に対しては総数40,000株を、監査役に対しては10,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の数の上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日から20年以内の範囲で、取締役会において定める期間とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した時点以降、新株予約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

(注) 付与株式数の調整は、当社が、当社普通株式の株式分割 (当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ) または株式併合を行う場合には、次の算式により行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第 7 号に該当する普通株式の取得。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
当事業年度における取得自己株式	37	14
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年 6 月 1 日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	186,702	-	186,702	-

(注) 当期間における保有自己株式には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社の利益配分につきましては、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。また、長期的な事業継続を勘案し、新規事業の展開、研究開発、設備投資などに備えて、財務体質の強化を目的とした内部留保の充実に努めてまいります。当社の配当につきましては、期末配当に加えまして、業績に応じて中間配当を行い、年間2回の配当を継続してまいります。

当社は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会の決議により実施します。

また、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当期の年間配当につきましては、既に実施いたしました中間配当1株当たり3円75銭に加えまして、期末配当を1株当たり3円75銭、年間で1株当たり7円50銭の配当とさせていただきます。

(注) 当期を基準日とする剰余金の配当は次のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成27年11月9日 取締役会決議	74	3.75
平成28年6月28日 定時株主総会決議	74	3.75

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高 (円)	359	368	349	345	525
最低 (円)	231	230	245	255	220

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所第二部の市場相場であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高 (円)	385	384	308	288	263	300
最低 (円)	365	292	264	240	220	238

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所第二部の市場相場であります。

5【役員の状況】

男性 8 名 女性 - 名 （役員のうち女性の比率 - %）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	鈴木 信吉	昭和42年 2月23日生	平成19年3月 川口金属工業株式会社（現株式会 社川金ビジネスマネジメント）代 表取締役社長に就任 平成20年10月 株式会社川金ホールディングス代 表取締役社長に就任（現任） 平成23年6月 株式会社川金ビジネスマネジメン ト代表取締役会長に就任（現任）	(注)3	954,535
取締役	経営管理 部長	青木 満	昭和23年 11月21日生	昭和62年1月 川口金属工業株式会社（現株式会 社川金ビジネスマネジメント）入 社 平成15年6月 同社総務部長 平成19年4月 同社財務部長（現任） 平成19年6月 同社取締役に就任 平成20年9月 株式会社川金金融代表取締役社長 に就任（現任） 平成20年10月 株式会社川金ホールディングス取 締役経営管理部長に就任（現任） 平成23年6月 株式会社川金ビジネスマネジメン ト代表取締役社長に就任（現任）	(注)3	9,000
取締役		鈴木 康三	昭和44年 5月2日生	平成11年4月 株式会社松田製作所入社 平成11年6月 同社取締役に就任 平成16年4月 同社常務取締役に就任 平成22年6月 同社代表取締役社長に就任 （現任） 平成23年6月 株式会社川金ホールディングス取 締役に就任（現任）	(注)3,5	385,373
取締役		上斗米 明	昭和34年 12月19日生	昭和58年4月 大蔵省入省 平成7年7月 大蔵省主計局主査 平成9年7月 世界銀行出向 平成21年7月 国税庁長官官房総務課長 平成22年2月 株式会社パソナグループ執行役員 に就任 平成22年6月 株式会社ベネフィット・ワン社外 取締役に就任(現任) 平成22年8月 株式会社パソナグループ常務執行 役員に就任 平成25年8月 同社取締役常務執行役員に就任 平成27年6月 同社取締役常務執行役員コーポ レートガバナンス本部長に就任 （現任） 平成27年6月 株式会社川金ホールディングス社 外取締役に就任（現任）	(注)1,3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		野長瀬裕二	昭和36年 6月24日生	平成15年4月 国立大学法人埼玉大学地域共同研究センター助教授に就任 平成17年9月 国立大学法人山形大学大学院 理工学研究科教授に就任 平成21年3月 株式会社ナカニシ社外監査役に就任 平成26年3月 同社社外取締役に就任(現任) 平成27年6月 株式会社川金ホールディングス社外取締役に就任(現任) 平成28年4月 摂南大学経済学部教授に就任(現任)	(注)1,3	5,000
監査役 (常勤)		野村 敏夫	昭和12年 2月17日生	昭和34年4月 光陽精機株式会社入社 昭和54年11月 同社取締役技術部長に就任 平成3年6月 同社常務取締役明野製作所長に就任 平成19年3月 同社代表取締役副社長に就任 平成20年10月 株式会社川金ホールディングス取締役に就任 平成25年6月 同退任 平成25年6月 株式会社川金ホールディングス監査役に就任(現任)	(注)4	-
監査役		田邊 國夫	昭和16年 2月24日生	昭和39年4月 株式会社三菱銀行入行 平成7年6月 財団法人聖路加国際病院事務局長に就任 平成18年2月 同退任 平成18年6月 川口金属工業株式会社(現株式会社川金ビジネスマネジメント)社外監査役に就任 平成20年10月 株式会社川金ホールディングス社外監査役に就任(現任)	(注)2,4	-
監査役		鈴木 俊介	昭和44年 3月7日生	平成14年8月 KPMGビジネスアシュアランス入社 平成16年1月 ケブナー・トリゴー・グループ日本支社入社 シニアアソシエート 平成16年6月 川口金属工業株式会社(現株式会社川金ビジネスマネジメント)社外監査役に就任(現任) 平成20年10月 株式会社川金ホールディングス社外監査役に就任(現任) 平成21年3月 株式会社経営技法 代表取締役社長に就任(現任)	(注)2,4	326,711
計						1,680,619

- (注) 1. 取締役の上斗米明氏及び野長瀬裕二氏は、社外取締役にあります。
2. 監査役の田邊國夫氏及び鈴木俊介氏は、社外監査役にあります。
3. 取締役の任期は、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 取締役鈴木康三氏は、代表取締役社長鈴木信吉氏の実弟であります。

リスク管理体制の整備の状況

リスク管理に関する事項について、総務部を事務局として、緊急時に委員会を開催するほか、最低年1回、リスク管理委員会を開催し、当社が抱えるリスクの管理について、必要な見直し・対応を検討しております。また、監査室の監査により、法令・定款違反、その他の事由に基づきリスクのある業務執行行為が発見された場合は、取締役、監査役に通報される体制を構築しております。

内部監査、監査役監査の状況

内部監査の組織・人員及び手続

社長に直属する部署として、「監査室（人員2名）」を設置し、法令・定款・社内規程等に基づく業務処理の遵守状況を定期的に監査する体制を構築しております。取締役及び社員等に企業倫理違反の疑義のある行為等が発見した場合、監査室、常勤監査役等に通報できる体制を整備しております。

監査役会の組織・人員及び手続

監査役会は常勤監査役1名、社外監査役2名の3名で構成しております。監査役は取締役会に出席するほか、各種会議等に参加し積極的に意見を述べており、十分な経営チェックが可能な体制となっております。

常勤監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から報告を受けた重要事項について、調査を必要とする場合には、総務部、監査室に要請しており、監査が効率的に行われる体制となっております。

内部統制につきましては、主に監査室が担当し、総務部・経営管理部においても業務の適正を確保することに協力しております。

監査室（総務部、経営管理部も含む）、監査役及び会計監査人は、定期的また必要に応じて随時、会合を持ち、意見交換を行っております。

会計監査の状況

当社の会計監査人は東陽監査法人であります。当社の監査業務を執行した公認会計士は、前原一彦氏・澁江英樹氏の2名であります。なお、東陽監査法人は、社員の交替制度を導入しております。また、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士8名及びその他補助者2名であります。

役員報酬の内容

	基本報酬
取締役4名	22百万円
社外取締役2名	6百万円
監査役1名	7百万円
社外監査役2名	7百万円

1 役員報酬につきましては基本報酬のみであります。

2 役員報酬の決定方針を定めておりません。

取締役の員数

当社に取締役9名以内を置く旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

取締役の任期

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする旨を定款に定めております。

社外取締役・社外監査役について

社外取締役及び社外監査役の選任状況及び員数

当社は、社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しております。

当社は、平成27年6月に社外取締役2名を選任しており、社外取締役が機動的に役割・責務を発揮できるよう策を講じております。

社外取締役、社外監査役と当社との人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係

当社と社外取締役2名及び社外監査役2名との間に人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役の企業統治での機能及び役割

社外取締役は2名ともに企業経営における専門知識と見識を活かし、取締役の業務執行に対する監督、経営全般に対する助言等、企業統治に有効な役割を担っているものと当社は判断しております。

社外監査役は2名ともに豊富な経験や見識を有し、外部からの客観的、中立的な立場で監査役監査を実施しており、経営監視機能を十分に発揮しているものと当社は判断しております。

社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査人との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外監査役は監査役会において、常勤監査役と監査における重要事項について協議しており、また、社外監査役は監査室（総務部、経営管理部も含む）・会計監査人と、定期的また必要に応じて随時、会合を持ち、意見交換を行っております。

社外取締役または社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準または方針内容

当社は社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針等は規定しておりませんが、会社法及び東京証券取引所における独立役員の規定に準拠して社外取締役及び社外監査役を選任しております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

）自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

）中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である㈱川金ビジネスマネジメント及び㈱川金コアテックについては以下のとおりであります。

なお、当社は関係会社株式しか保有していないため、保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式、保有目的が純投資目的以外の目的の上場投資株式、保有目的が純投資目的の投資株式、保有目的を変更した投資株式は保有しておりません。

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

㈱川金コアテック

銘柄数 14銘柄

連結貸借対照表計上額の合計額 825百万円

㈱川金ビジネスマネジメント

銘柄数 12銘柄

連結貸借対照表計上額の合計額 740百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度

特定投資株式

㈱川金コアテック

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
㈱横河ブリッジホールディングス	317	410	取引先との関係強化
高田機工㈱	500	126	取引先との関係強化
㈱宮地エンジニアリング	586	114	取引先との関係強化
㈱巴コーポレーション	100	44	取引先との関係強化
㈱駒井ハルテック	169	43	取引先との関係強化
川田テクノロジーズ㈱	2	9	取引先との関係強化
㈱名村造船所	6	7	取引先との関係強化
㈱OSJBホールディングス	7	1	取引先との関係強化
㈱富士ピー・エス	6	1	取引先との関係強化

(株)川金ビジネスマネジメント

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
オイレス工業(株)	289	678	取引先との関係強化
丸全昭和運輸(株)	226	92	取引先との関係強化
(株)ハマイ	35	51	取引先との関係強化
(株)りそなホールディングス	84	50	取引先との関係強化
(株)みずほフィナンシャルグループ	170	36	取引先との関係強化
東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株)	26	24	取引先との関係強化
川崎重工(株)	20	12	取引先との関係強化
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	15	7	取引先との関係強化
(株)三菱UFJフィナンシャルグループ	6	4	取引先との関係強化

当事業年度

特定投資株式

(株)川金コアテック

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)横河ブリッジホールディングス	317	384	取引先との関係強化
高田機工(株)	500	100	取引先との関係強化
瀧上工業(株)	188	99	取引先との関係強化
(株)宮地エンジニアリング	586	84	取引先との関係強化
(株)駒井ハルテック	169	40	取引先との関係強化
(株)巴コーポレーション	100	35	取引先との関係強化
川田テクノロジー(株)	2	9	取引先との関係強化
(株)名村造船所	6	5	取引先との関係強化
(株)OSJBホールディングス	7	1	取引先との関係強化
(株)富士ビー・エス	6	1	取引先との関係強化

(株)川金ビジネスマネジメント

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
オイレス工業(株)	289	487	取引先との関係強化
丸全昭和運輸(株)	226	89	取引先との関係強化
(株)りそなホールディングス	84	33	取引先との関係強化
(株)ハマイ	35	31	取引先との関係強化
(株)みずほフィナンシャルグループ	170	28	取引先との関係強化
東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株)	11	6	取引先との関係強化
川崎重工(株)	20	6	取引先との関係強化
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	15	5	取引先との関係強化
(株)三菱UFJフィナンシャルグループ	6	3	取引先との関係強化

八．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額ならびに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	35,000	-	37,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	35,000	-	37,000	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社といたしましては、企業集団の規模、同業他社の監査費用、東陽監査法人の他のクライアントの報酬を比較し、総合的に判断して監査報酬を決定する方針であります。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。新会計基準等の内容を適切に理解するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに、外部の専門家が主催する会計に関するセミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4 4,086,278	4 6,527,938
受取手形及び売掛金	9,222,605	8,286,754
たな卸資産	1 4,990,867	1 5,198,231
未収入金	524,561	298,964
繰延税金資産	240,834	218,989
その他	563,599	279,898
貸倒引当金	41,280	21,919
流動資産合計	19,587,466	20,788,857
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,160,481	3,541,515
機械装置及び運搬具（純額）	4,002,459	3,304,080
工具、器具及び備品（純額）	394,289	284,395
土地	4,109,096	4,095,242
建設仮勘定	73,477	54,217
有形固定資産合計	3 12,739,804	3 11,279,450
無形固定資産	368,775	317,348
投資その他の資産		
投資有価証券	2, 4 2,712,450	2, 4 2,215,344
退職給付に係る資産	5,106	5,596
繰延税金資産	33,159	2,343
破産更生債権等	41,310	41,310
その他	387,617	476,152
貸倒引当金	45,460	44,790
投資その他の資産合計	3,134,184	2,695,957
固定資産合計	16,242,764	14,292,756
資産合計	35,830,231	35,081,614

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,067,552	4,422,766
短期借入金	1,100,000	600,000
1年内返済予定の長期借入金	3,961,884	4,816,500
リース債務	538,096	388,097
未払法人税等	607,735	246,033
未払消費税等	257,256	137,701
未払費用	319,122	315,811
繰延税金負債	1,287	1,467
賞与引当金	278,377	274,671
事業構造改善引当金	-	408,352
その他	544,880	618,253
流動負債合計	11,676,192	12,229,656
固定負債		
長期借入金	4,213,032	4,830,532
リース債務	738,673	765,390
繰延税金負債	442,671	165,178
役員退職慰労引当金	231,247	239,540
退職給付に係る負債	352,529	351,871
その他	790,116	718,829
固定負債合計	6,768,270	7,071,341
負債合計	18,444,463	19,300,997
純資産の部		
株主資本		
資本金	500,000	500,000
資本剰余金	688,042	689,600
利益剰余金	12,469,619	11,201,814
自己株式	40,219	40,233
株主資本合計	13,617,443	12,351,181
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,041,289	687,667
為替換算調整勘定	776,463	979,210
その他の包括利益累計額合計	1,817,753	1,666,877
非支配株主持分	1,950,571	1,762,556
純資産合計	17,385,767	15,780,616
負債純資産合計	35,830,231	35,081,614

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	31,648,837	30,286,242
売上原価	1, 2 25,568,730	1, 2 24,308,468
売上総利益	6,080,106	5,977,773
販売費及び一般管理費	2, 3 4,691,452	2, 3 4,527,310
営業利益	1,388,654	1,450,463
営業外収益		
受取利息	9,682	5,748
受取配当金	42,907	49,559
受取賃貸料	12,705	12,883
為替差益	587,116	-
助成金収入	36,559	123,873
受取保険金	25,872	75,596
その他	30,674	27,919
営業外収益合計	745,518	295,581
営業外費用		
支払利息	115,399	108,017
為替差損	-	469,096
その他	34,213	32,012
営業外費用合計	149,612	609,126
経常利益	1,984,559	1,136,918
特別利益		
固定資産売却益	4 34,716	4 2,194
投資有価証券売却益	0	45,859
負ののれん発生益	34,639	-
その他	-	3,146
特別利益合計	69,356	51,201
特別損失		
固定資産処分損	5 12,374	5 21,391
投資有価証券評価損	25,200	-
減損損失	6 80,850	6 1,336,826
事業構造改善引当金繰入額	-	408,352
財務調査費用	-	172,145
設備移設費用	4,980	-
その他	1,550	2,950
特別損失合計	124,955	1,941,666
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	1,928,961	753,546
法人税、住民税及び事業税	831,054	580,491
法人税等調整額	202,582	25,324
法人税等合計	628,471	555,167
当期純利益又は当期純損失()	1,300,489	1,308,714
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失()	154,212	189,509
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	1,146,276	1,119,204

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()	1,300,489	1,308,714
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	310,359	364,102
為替換算調整勘定	199,602	219,757
その他の包括利益合計	509,962	144,345
包括利益	1,810,451	1,453,059
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,621,804	1,270,080
非支配株主に係る包括利益	188,647	182,979

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	500,000	688,042	11,630,703	40,218	12,778,527
当期変動額					
剰余金の配当			148,600		148,600
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			1,146,276		1,146,276
自己株式の取得				0	0
連結範囲の変動			158,760		158,760
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	838,916	0	838,915
当期末残高	500,000	688,042	12,469,619	40,219	13,617,443

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	736,770	536,539	1,273,309	1,813,995	15,865,833
当期変動額					
剰余金の配当					148,600
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（ ）					1,146,276
自己株式の取得					0
連結範囲の変動			-	-	158,760
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	304,518	239,924	544,443	136,575	681,018
当期変動額合計	304,518	239,924	544,443	136,575	1,519,934
当期末残高	1,041,289	776,463	1,817,753	1,950,571	17,385,767

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	500,000	688,042	12,469,619	40,219	13,617,443
当期変動額					
剰余金の配当			148,599		148,599
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			1,119,204		1,119,204
自己株式の取得				14	14
連結範囲の変動					-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		1,557			1,557
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	1,557	1,267,804	14	1,266,261
当期末残高	500,000	689,600	11,201,814	40,233	12,351,181

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,041,289	776,463	1,817,753	1,950,571	17,385,767
当期変動額					
剰余金の配当					148,599
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（ ）					1,119,204
自己株式の取得					14
連結範囲の変動			-	-	-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					1,557
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	353,622	202,746	150,875	188,014	338,890
当期変動額合計	353,622	202,746	150,875	188,014	1,605,151
当期末残高	687,667	979,210	1,666,877	1,762,556	15,780,616

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（ ）	1,928,961	753,546
減価償却費	970,491	1,073,186
負ののれん発生益	34,639	-
貸倒引当金の増減額（ は減少 ）	33,342	20,030
賞与引当金の増減額（ は減少 ）	43,665	3,705
事業構造改善引当金の増減額（ は減少 ）	-	408,352
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少 ）	43,532	8,293
退職給付に係る負債の増減額（ は減少 ）	115,549	658
受取利息及び受取配当金	52,590	55,308
支払利息	115,399	108,017
投資有価証券売却損益（ は益 ）	0	45,859
投資有価証券評価損益（ は益 ）	25,200	-
固定資産売却損益（ は益 ）	34,716	2,194
固定資産処分損益（ は益 ）	12,374	21,391
減損損失	80,850	1,336,826
売上債権の増減額（ は増加 ）	545,723	902,327
たな卸資産の増減額（ は増加 ）	968,512	250,041
仕入債務の増減額（ は減少 ）	261,775	374,836
未収入金の増減額（ は増加 ）	179,331	220,428
その他の流動資産の増減額（ は増加 ）	252,157	240,202
その他	61,582	412,781
小計	593,488	3,975,299
利息及び配当金の受取額	52,590	55,308
利息の支払額	116,698	107,883
法人税等の支払額	586,862	942,023
営業活動によるキャッシュ・フロー	57,483	2,980,700
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	705,007	1,044,085
有形固定資産の売却による収入	67,768	22,811
投資有価証券の取得による支出	6,214	15,690
投資有価証券の売却及び償還による収入	1	88,658
貸付金の回収による収入	212,240	42,080
その他	121,358	124,634
投資活動によるキャッシュ・フロー	552,571	1,030,861

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	200,000	500,000
長期借入れによる収入	5,400,000	5,900,000
長期借入金の返済による支出	3,804,092	4,427,884
配当金の支払額	148,281	148,397
非支配株主への配当金の支払額	4,024	3,115
セール・アンド・リースバックによる収入	56,074	61,494
リース債務の返済による支出	248,920	358,533
その他	0	376
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,050,755	523,186
現金及び現金同等物に係る換算差額	86,114	31,386
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	526,814	2,441,639
現金及び現金同等物の期首残高	3,380,017	3,955,561
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	48,728	-
現金及び現金同等物の期末残高	3,955,561	6,397,200

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 13社

主要な連結子会社名は「第1企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社名 (株)KMI

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模会社であり、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社 主要な非連結子会社名 (株)KMI

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大連[林]精密鑄造有限公司(中国)及びKawakin Core-Tech Vietnam Co., Ltd.の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては決算日現在の財務諸表を使用しております。

ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は主として移動平均法により算定しております。)を採用しております。

時価のないもの

主として移動平均法による原価法を採用しております。

(ロ) デリバティブ

時価法を採用しております。

(ハ) たな卸資産

製品、仕掛品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

原材料、貯蔵品

主として月別移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は、主として定率法(但し平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。また、在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年 機械装置及び運搬具 5年～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(ただし、残価保証の取決めがある所有権移転外ファイナンス・リース取引については、当該取引の残価保証額)とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため支給対象期間に対応した支給見込額を計上しております。

事業構造改善引当金

子会社の人員適正化に伴う費用を含む事業構造改善のために発生すると見込まれる費用を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末の退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産・負債・収益及び費用は期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は長期前払費用に計上し、5年間で均等償却しております。

(8) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純損失は170,587千円増加しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が1,557千円増加しております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高は1,557千円増加しております。

また、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額はそれぞれ8.69円、8.61円減少しております。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未収入金の増減額（は増加）」・「その他の流動資産の増減額（は増加）」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた 493,071千円は、「未収入金の増減額（は増加）」 179,331千円、「その他の流動資産の増減額（は増加）」 252,157千円、「その他」 61,582千円として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「定期預金の預入による支出」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「定期預金の預入による支出」に表示していた 20千円は、「その他」として組み替えております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）が当連結会計年度末に係る連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から当該適用指針を適用しております。

(連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
商品及び製品	646,967千円	664,364千円
仕掛品	2,690,952	2,880,520
原材料及び貯蔵品	1,652,948	1,653,346

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
投資有価証券（株式）	27,704千円	27,704千円

3 減価償却累計額は、次のとおりであります。

なお、下記の金額には減損損失累計額が含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
減価償却累計額	14,138,163千円	15,084,006千円

4 担保資産及び担保付債務

仕入債務の担保として下記の資産を取引先に差し入れております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
預金	30,000千円	30,000千円
投資有価証券	130,230	103,749

上記に対応する債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
仕入債務	267,243千円	290,828千円

5 受取手形割引高・裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
受取手形割引高	1,531,572千円	2,323,208千円
受取手形裏書譲渡高	175,564	80,928
電子記録債権割引高	-	344,673

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
4,866千円	19,994千円

- 2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
48,764千円	66,207千円

- 3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
役員報酬及び給料手当	1,774,530千円	1,779,197千円
貸倒引当金繰入額	9,969	20,251
退職給付費用	19,081	53,073
賞与引当金繰入額	61,869	73,814
役員退職慰労引当金繰入額	36,819	8,293
製品発送費	746,682	564,610

- 4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
機械装置及び運搬具	500千円	1,065千円
工具、器具及び備品	1,233	1,128
土地	32,983	-
計	34,716	2,194

- 5 固定資産処分損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び構築物	14千円	1,090千円
機械装置及び運搬具	8,374	14,317
工具、器具及び備品	2,474	5,983
土地	1,378	-
その他	133	-
計	12,374	21,391

6 減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

場所	用途	種類	その他
川金ビル（埼玉県川口市）	賃貸用ビル	建物及び構築物	解体費用を含む

当社グループは、資産のグルーピングにつきまして、資産グループのキャッシュ・フローから独立したキャッシュ・フローを生み出す把握可能な会計単位を基礎として区分しております。

賃貸用ビルの用途変更に伴う解体を意思決定したことにより、建物及び構築物等18,850千円及び解体費用62,000千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。当資産の回収可能額は見込んでおりません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

場所	用途	種類	その他
素形材事業における工場 （中華人民共和国遼寧省）	工場	建物及び構築物・機械装置等	-
保養施設（新潟県湯沢市他）	保養施設	建物及び構築物・土地等	-
電話加入権（埼玉県川口市他）	遊休資産	無形固定資産	-

当社グループは、資産のグルーピングにつきまして、資産グループのキャッシュ・フローから独立したキャッシュ・フローを生み出す把握可能な会計単位を基礎として区分しております。

円高と生産費用の高騰により採算が著しく悪化したため、及び資産価値が著しく低下し、稼働状況も著しく低下していることを考慮し、建物及び構築物484,257千円、機械装置及び運搬具764,566千円、工具、器具及び備品50,829千円、土地13,854千円、無形固定資産23,320千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能額は、正味売却可能価額により測定しており、正味売却価額は鑑定評価額等を基に合理的な調整を行って算出した金額を使用しております。

（連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	451,932千円	517,570千円
組替調整額	0	45,859
税効果調整前	451,932	563,430
税効果額	141,572	199,327
その他有価証券評価差額金	310,359	364,102
為替換算調整勘定：		
当期発生額	199,602	219,757
その他の包括利益合計	509,962	144,345

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（千株）	当連結会計年度増 加株式数（千株）	当連結会計年度減 少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	20,000	-	-	20,000
合計	20,000	-	-	20,000
自己株式				
普通株式	186	0	-	186
合計	186	0	-	186

（注）普通株式の自己株式の数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

２．配当に関する事項

(１) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	74,300	3.75	平成26年3月31日	平成26年6月30日
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	74,300	3.75	平成26年9月30日	平成26年12月8日

(２) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月29日 定時株主総会	普通株式	74,300	利益剰余金	3.75	平成27年3月31日	平成27年6月30日

当連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	-	-	20,000
合計	20,000	-	-	20,000
自己株式				
普通株式	186	0	-	186
合計	186	0	-	186

(注) 普通株式の自己株式の数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

２．配当に関する事項

(１) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月29日 定時株主総会	普通株式	74,300	3.75	平成27年3月31日	平成27年6月30日
平成27年11月9日 取締役会	普通株式	74,299	3.75	平成27年9月30日	平成27年12月8日

(２) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	74,299	利益剰余金	3.75	平成28年3月31日	平成28年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	4,086,278千円	6,527,938千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	130,716	130,737
現金及び現金同等物	3,955,561	6,397,200

重要な非資金取引の内容

当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	280,584千円	201,201千円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 主として製造設備、事務機器、ソフトウェア等であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	1,085	1,035
1年超	2,314	1,278
合計	3,399	2,314

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、信用リスクの高い顧客に対しては外部信用調査会社の信用調査を利用し、信用状況を適時に把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金(原則として5年以内)は主に設備投資に係る資金調達です。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

外貨建の資産・負債は為替の変動リスクがあるため、為替予約取引等のデリバティブ取引を利用しております。

なお、デリバティブ取引の取引金額・時価評価及び限度額については管理を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。

(前連結会計年度)

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金及び預金	4,086,278	4,086,278	-
(2) 受取手形及び売掛金	9,222,605	9,222,605	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	2,574,302	2,574,302	-
負債 (1)			
(1) 支払手形及び買掛金	(4,067,552)	(4,067,552)	-
(2) 長期借入金 (1 年以内返済予定を含む)	(8,174,916)	(8,154,369)	20,546
デリバティブ取引 (2) ヘッジ会計が適用されていない デリバティブ取引	5,392	5,392	-

(1) 負債に計上されているものについては、() で表示しております。

(2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(当連結会計年度)

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金及び預金	6,527,938	6,527,938	-
(2) 受取手形及び売掛金	8,286,754	8,286,754	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	2,077,195	2,077,195	-
負債 (1)			
(1) 支払手形及び買掛金	(4,422,766)	(4,422,766)	-
(2) 長期借入金 (1 年以内返済予定を含む)	(9,647,032)	(9,627,327)	19,704
デリバティブ取引 (2) ヘッジ会計が適用されていない デリバティブ取引	(12,374)	(12,374)	-

(1) 負債に計上されているものについては、() で表示しております。

(2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

現金及び預金、並びに受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、(有価証券関係)に記載しております。

負債

支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金(1年以内返済予定を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引関係の注記において記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 (千円)

区分	平成27年 3月31日	平成28年 3月31日
非上場株式	138,148	138,148

上記については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難なため、投資有価証券には含まれておりません。
非上場株式の評価額は前連結会計年度25,200千円であります。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
(前連結会計年度) (単位: 千円)

区分	1年以内
現金及び預金	4,086,278
受取手形及び売掛金	9,222,605

(当連結会計年度) (単位: 千円)

区分	1年以内
現金及び預金	6,527,938
受取手形及び売掛金	8,286,754

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
(前連結会計年度)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	3,961,884	2,852,368	1,360,664	-	-	-

(当連結会計年度)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	4,816,500	3,324,796	1,505,736	-	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

	種類	前連結会計年度(平成27年3月31日)			当連結会計年度(平成28年3月31日)		
		連結貸借対照 表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)	連結貸借対照 表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えるも の	(1) 株式	2,450,022	984,290	1,465,732	1,872,670	967,072	905,598
	(2) 債券	-	-	-	-	-	-
	(3) その他	81,015	47,792	33,223	63,521	27,792	35,729
	小計	2,531,038	1,032,082	1,498,956	1,936,192	994,864	941,327
連結貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えない もの	(1) 株式	43,264	43,355	91	141,002	146,896	5,893
	(2) 債券	-	-	-	-	-	-
	(3) その他	-	-	-	-	-	-
	小計	43,264	43,355	91	141,002	146,896	5,893
合計		2,574,302	1,075,437	1,498,864	2,077,195	1,141,760	935,434

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

種類	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		
	売却額 (千円)	売却益の 合計額 (千円)	売却損の 合計額 (千円)	売却額 (千円)	売却益の 合計額 (千円)	売却損の 合計額 (千円)
株式	1	0	-	88,658	45,859	-

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	714,594	-	5,392	5,392
合計		714,594	-	5,392	5,392

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	517,590	-	12,374	12,374
合計		517,590	-	12,374	12,374

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型(退職年金制度)、非積立型(退職一時金制度)の確定給付制度及び確定拠出制度(中小企業退職年金共済制度)を採用しております。

当社及び連結子会社が採用する確定給付制度は給与・勤務期間等に基づき一時金又は年金を支給しております。

退職給付に係る負債及び退職給付費用は簡便法により計算しております。

なお、一部の子会社におきましては、簡便法により計算された退職給付債務から中小企業退職年金共済制度より支給される金額を控除して計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付に係る資産・負債の純額の期首残高	465,117千円	347,422千円
退職給付費用	35,396	142,381
退職給付の支払額	46,629	32,488
制度への拠出額	106,461	111,041
退職給付に係る資産・負債の純額の期末残高	347,422	346,274

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
非積立型制度及び積立型制度の退職給付債務	1,030,392千円	1,054,600千円
年金資産	682,969	708,326
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	347,422	346,274
退職給付に係る資産	5,106	5,596
退職給付に係る負債	352,529	351,871
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	347,422	346,274

(3) 退職給付費用

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	35,396千円	142,381千円

3. 確定拠出制度

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
連結子会社の確定拠出制度への要拠出額	28,200千円	24,031千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	959,606千円	1,051,419千円
減損損失	28,516	336,286
退職給付に係る負債	123,400	120,578
事業構造改善引当金	-	102,080
役員退職慰労引当金	81,132	82,204
投資有価証券評価損	124,021	119,837
賞与引当金	97,444	94,642
その他	214,031	221,858
繰延税金資産 小計	1,628,154	2,128,908
評価性引当額	1,270,394	1,720,500
繰延税金資産 合計	357,760	408,407
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	441,181	241,854
固定資産圧縮積立金	63,173	100,398
その他	23,369	11,466
繰延税金負債 合計	527,724	353,720
繰延税金資産及び繰延税金負債()の純額	169,964	54,687

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「繰延税金資産」の「その他」に含めていた「減損損失」は、金額的に重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳において、「繰延税金資産」の「その他」に表示していた242,548千円は、「減損損失」28,516千円、「その他」214,031千円として組み替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	37%	当連結会計年度は損失を計上したため、記載を省略しております。
(調整)		
連結納税適用による影響	1	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1	
評価性引当額等その他	4	
税効果負担後の法人税等の負担率	33	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した35.0%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については34.5%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、34.3%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当社の連結子会社である㈱松田製作所は、同社が発行する株式を非支配株主から取得いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 ㈱松田製作所(当社の連結子会社)
事業の内容 射出成形機の製造・販売

(2) 企業結合日

平成27年6月30日(みなし取得日)

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式の取得

(4) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

連結子会社が非支配株主から同社が発行する株式を取得いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引(非支配株主との取引)として処理しております。

3. 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	362千円
取得原価		362千円

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

連結子会社による同社が発行する株式の取得

(2) 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

1,557千円

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

生産設備の建物に吹き付けられているアスベスト除去義務及びベトナム子会社の土地使用による原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

ベトナム子会社の土地使用による原状回復義務に係る資産除去債務については、使用見込期間を取得から20年と見積り、割引率はベトナム国債の利率を基礎として算定した8.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
期首残高	30,665千円	54,861千円
連結の範囲の変更に伴う増減額(は減少)	22,300	-
会計処理に伴う増減額(は減少)	1,895	6,213
期末残高	54,861	61,075

(賃貸等不動産関係)

当社の一部の連結子会社は埼玉県その他の地域において、賃貸商業施設用地等を所有しております。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
賃貸損益	358,395千円	370,627千円
売却損益	25,414	-
減損損失	80,850	13,854

(注) 主な賃貸収益は売上高、主な賃貸費用は売上原価、売却損・減損損失は特別損失に計上しております。

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	2,177,497千円	2,053,868千円
期中増減額	123,629	39,977
期末残高	2,053,868	2,093,845
期末時価	6,904,760	6,684,332

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額(減損損失累計額を含む)を控除した金額であります。

2 前連結会計年度の主な減少額は減価償却費、減損損失、売却等によるものです。

当連結会計年度の主な増加額は投資物件の増加によるものです。

3 連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは持株会社体制を採用しており、各連結子会社が事業活動を行っております。

当社グループは、各連結子会社が行う事業活動を基礎として製品別のセグメントから構成されており「素形材事業」「土木建築機材事業」「産業機械事業」「不動産賃貸事業」の4報告セグメントとしております。

「素形材事業」は金属製品、「土木建築機材事業」は土木建築関連製品、「産業機械事業」は設備関連製品を製造販売し、「不動産賃貸事業」は不動産賃貸関連事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間取引の価格につきましては、第三者間取引価格と同額であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額	連結財務諸表 計上額
	素形材	土木建築機材	産業機械	不動産賃貸	計		
売上高							
外部顧客への売上高	12,185,457	12,055,261	6,931,086	477,031	31,648,837	-	31,648,837
セグメント間の内部売上高又は振替高	515,111	-	592,118	77,805	1,185,035	1,185,035	-
計	12,700,568	12,055,261	7,523,204	554,837	32,833,872	1,185,035	31,648,837
セグメント利益又は損失()	70,071	701,892	870,541	361,016	1,863,379	474,725	1,388,654
セグメント資産	18,733,232	12,380,797	6,923,332	4,410,511	42,447,873	6,617,642	35,830,231
セグメント負債	10,831,579	7,972,847	1,891,494	2,777,725	23,473,645	5,029,182	18,444,463
その他の項目							
減価償却費	529,475	129,990	202,864	96,140	958,471	12,020	970,491
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	436,232	121,533	391,035	9,897	958,699	25,891	984,591

当連結会計年度（自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額	連結財務諸表 計上額
	素 形 材	土木建築機材	産 業 機 械	不動産賃貸	計		
売上高							
外部顧客への売上高	10,653,454	12,218,159	6,936,314	478,313	30,286,242	-	30,286,242
セグメント間の内部売上高又は振替高	689,668	199	346,105	77,806	1,113,779	1,113,779	-
計	11,343,122	12,218,359	7,282,420	556,119	31,400,022	1,113,779	30,286,242
セグメント利益又は損失（ ）	124,309	1,040,613	676,575	371,615	1,964,494	514,031	1,450,463
セグメント資産	15,005,110	13,526,211	7,320,654	3,862,369	39,714,347	4,632,733	35,081,614
セグメント負債	9,469,685	8,781,158	1,760,706	2,532,672	22,544,222	3,243,224	19,300,997
その他の項目							
減価償却費	584,297	131,434	246,891	93,516	1,056,139	17,047	1,073,186
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	406,317	86,860	506,985	102,965	1,103,218	7,500	1,110,628

（注）報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）
下記の表内の金額単位は千円であります。

利益又は損失	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント間取引消去・連結消去	90,547	106,016
全社費用	565,272	620,047

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
連結消去	22,741,807	22,105,133
全社資産	16,124,164	17,472,399

負債	前連結会計年度	当連結会計年度
連結消去	15,982,297	15,329,012
全社負債	10,953,114	12,085,787

その他の項目	全社関連		連結修正	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	12,020	17,047	-	-
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	25,891	7,500	-	-

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報が製品及びサービスに基づき開示されているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	その他	合計
9,057,526	3,682,278	12,739,804

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高の金額が連結損益計算書の売上高の10%を超える顧客はないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報が製品及びサービスに基づき開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	その他	合計
9,377,572	1,901,878	11,279,450

(表示方法の変更)

前連結会計年度において区分しておりました「中国」は、連結財務諸表の有形固定資産の10%未満となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の表示を組み替えております。

この結果、前連結会計年度において区分しておりました「中国」2,751,251千円は、「その他」に含めて表示しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高の金額が連結損益計算書の売上高の10%を超える顧客はないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

不動産賃貸事業にて減損損失80,850千円を計上しております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

素形材事業にて減損損失1,317,544千円を計上しております。

産業機械事業にて減損損失36千円を計上しております。

全社にて減損損失19,246千円を計上しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社の連結子会社である㈱松田製作所は自己株式の買い取りを実施いたしました。

当該買取価額が㈱松田製作所の純資産額を下回ったため、産業機械事業において34,639千円の負ののれん発生益が生じました。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	779円03銭	707円51銭
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額（ ）	57円85銭	56円49銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	-

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（ ）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額（ ）		
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失金額（ ） （千円）	1,146,276	1,119,204
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純 損失金額（ ）（千円）	1,146,276	1,119,204
期中平均株式数（千株）	19,813	19,813

（重要な後発事象）

株式取得による企業結合

当社は、平成28年3月30日開催の取締役会において、米国ネバダ州所在のDynamic Isolation Systems, Inc.（以下、「DIS社」）の発行済み株式のすべてを取得し子会社化することを決議いたしました。同日に株式譲渡契約書を締結し、平成28年4月21日に株式を取得しております。これにより、DIS社は当社グループの連結子会社となっております。

1．株式取得の目的

DIS社は主に建築構造物向け免制震製品の製造販売を事業としており、米国内に生産拠点を構え、欧米やアジアをはじめワールドワイドに販売ネットワークを構築しております。

同社を買収することで、当社グループが有する様々なデバイスを同社の販売網にのせて海外市場での拡販をはかるとともに、同社製品群を当社ラインナップに加えてより幅広く顧客のニーズに応えることが見込まれます。同時に、生産面においても拠点間での生産の効率化や最適化を実現するとともに、技術的なテクノロジーを結集することにより新製品開発や性能改善が見込まれます。また、同社経営陣の高い事業遂行能力を活用し、当社グループが培ってきた総合力を更に高めながら、日本を含む世界市場での事業拡大を図ってまいります。

2．企業結合の概要

被取得企業の名称 Dynamic Isolation Systems, Inc.
被取得企業の事業の内容 免制震製品の製造販売
企業結合日 平成28年4月21日

3．被取得企業の取得原価及びその内訳

取得価額につきましては、相手先と最終的な価額について交渉中のため、現時点で未定です。

4．発生するのれんの金額等

取得原価が未定のため、現時点で未定です。

5．企業結合日における資産及び負債の公正価値

現在算定中のため、記載を省略しております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,100,000	600,000	0.33	-
1年以内に返済予定の長期借入金	3,961,884	4,816,500	0.48	-
1年以内に返済予定のリース債務	538,096	388,097	4.38	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	4,213,032	4,830,532	0.48	平成29～31年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	738,673	765,390	4.38	平成33年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	10,551,686	11,400,519	-	-

(注) 1. 平均利率は期中平均によっております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	3,324,796	1,505,736	-	-
リース債務	270,458	227,022	42,166	186,328

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	6,835,621	13,656,117	21,463,038	30,286,242
税金等調整前四半期純利益金額 又は税金等調整前四半期(当期)純損失金額 ()(千円)	253,694	56,799	508,338	753,546
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は 親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失 金額()(千円)	122,681	69,709	219,566	1,119,204
1株当たり四半期純利益金額又は四半期(当 期)純損失金額()(円)	6.19	3.52	11.08	56.49
(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	6.19	9.71	14.60	67.57

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	25,521	17,593
未収入金	1 303,462	1 305,413
前払費用	5,422	5,510
その他	2,824	1 176,051
流動資産合計	337,230	504,569
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	122	52
有形固定資産合計	122	52
無形固定資産		
その他	3,545	2,620
無形固定資産合計	3,545	2,620
投資その他の資産		
関係会社株式	5,304,618	5,304,618
その他	1,322	805
投資その他の資産合計	5,305,941	5,305,423
固定資産合計	5,309,609	5,308,096
資産合計	5,646,839	5,812,666
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1 753,454	1 803,097
未払金	1 25,462	1 171,872
未払法人税等	181,867	67,681
未払消費税等	3,508	-
未払費用	2,599	3,342
賞与引当金	1,414	1,718
その他	2,987	3,266
流動負債合計	971,295	1,050,979
固定負債		
長期末払金	8,476	8,476
繰延税金負債	263	92
固定負債合計	8,740	8,569
負債合計	980,035	1,059,548

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	500,000	500,000
資本剰余金		
資本準備金	125,000	125,000
その他資本剰余金	3,679,224	3,679,224
資本剰余金合計	3,804,224	3,804,224
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	402,799	489,126
利益剰余金合計	402,799	489,126
自己株式	40,219	40,233
株主資本合計	4,666,804	4,753,117
純資産合計	4,666,804	4,753,117
負債純資産合計	5,646,839	5,812,666

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高		
関係会社受取配当金	2 167,181	2 264,795
経営管理料	2 155,000	2 180,000
売上高合計	2 322,181	2 444,795
売上総利益	322,181	444,795
販売費及び一般管理費	1, 2 175,611	1, 2 207,479
営業利益	146,570	237,315
営業外収益		
雑収入	406	536
営業外収益合計	406	536
営業外費用		
支払利息	2 8,996	2 9,577
営業外費用合計	8,996	9,577
経常利益	137,981	228,274
税引前当期純利益	137,981	228,274
法人税、住民税及び事業税	4,996	6,440
法人税等調整額	443	212
法人税等合計	5,440	6,652
当期純利益	143,421	234,927

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益剰余金	
当期首残高	500,000	125,000	3,679,224	3,804,224	407,978	407,978
当期変動額						
剰余金の配当					148,600	148,600
当期純利益					143,421	143,421
自己株式の取得						
当期変動額合計	-	-	-	-	5,178	5,178
当期末残高	500,000	125,000	3,679,224	3,804,224	402,799	402,799

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	40,218	4,671,983	4,671,983
当期変動額			
剰余金の配当		148,600	148,600
当期純利益		143,421	143,421
自己株式の取得	0	0	0
当期変動額合計	0	5,179	5,179
当期末残高	40,219	4,666,804	4,666,804

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益剰余金	
当期首残高	500,000	125,000	3,679,224	3,804,224	402,799	402,799
当期変動額						
剰余金の配当					148,599	148,599
当期純利益					234,927	234,927
自己株式の取得						
当期変動額合計	-	-	-	-	86,327	86,327
当期末残高	500,000	125,000	3,679,224	3,804,224	489,126	489,126

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	40,219	4,666,804	4,666,804
当期変動額			
剰余金の配当		148,599	148,599
当期純利益		234,927	234,927
自己株式の取得	14	14	14
当期変動額合計	14	86,313	86,313
当期末残高	40,233	4,753,117	4,753,117

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産 定率法を採用しております。

無形固定資産 定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)が当事業年度末に係る財務諸表から適用できることになったことに伴い、当事業年度から当該適用指針を適用しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
短期金銭債権	303,462千円	299,163千円
短期金銭債務	774,032	851,668

2 保証債務

下記の子会社に対する金融機関等からの借入金等に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
(株)川金金融		
借入金・割引手形	10,431,551千円	12,536,275千円

(損益計算書関係)

1 一般管理費に属する費用の割合は前事業年度及び当事業年度とも100%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
役員報酬及び給料手当	56,750千円	71,741千円
監査報酬	35,000	36,500

2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	322,181千円	444,795千円
販売費及び一般管理費	13,533	13,895
営業取引以外の取引による取引高	8,996	9,577

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は5,304,618千円、前事業年度の貸借対照表計上額は5,304,618千円)は市場価格がなく、時価の把握が極めて困難と認められることから記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	9,577千円	12,084千円
長期未払金	2,717	2,581
賞与引当金	464	527
その他	256	199
繰延税金資産 小計	13,015	15,394
評価性引当額	12,498	14,835
繰延税金資産 合計	516	558
繰延税金負債		
前払年金費用	263	92
繰延税金負債 合計	263	92
繰延税金資産の純額	253	465

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35%	33%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	42	38
その他	3	2
税効果負担後の法人税等の負担率	4	3

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.8%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.7%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.5%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	工具、器具及び備品	122	-	-	70	52	859
	計	122	-	-	70	52	859
無形固定資産	その他	3,545	-	-	925	2,620	-
	計	3,545	-	-	925	2,620	-

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	1,414	1,718	1,414	1,718

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.kawakinhd.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 単元未満株式については定款において、次のとおり権利を制限しております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

平成27年6月29日 関東財務局長に提出 (第7期 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

内部統制報告書及びその添付書類

平成27年6月29日 関東財務局長に提出 (第7期 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

四半期報告書及び確認書

平成27年8月7日 関東財務局長に提出 (第8期第1四半期 自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)

平成27年11月11日 関東財務局長に提出 (第8期第2四半期 自平成27年7月1日 至平成27年9月30日)

平成28年2月10日 関東財務局長に提出 (第8期第3四半期 自平成27年10月1日 至平成27年12月31日)

臨時報告書

平成27年6月29日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(議決権行使結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成28年2月29日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(特別損失の計上)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成28年3月30日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2(子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

臨時報告書の訂正報告書

平成27年8月3日 関東財務局長に提出

平成27年6月29日提出の臨時報告書(議決権行使結果)に係る訂正報告書であります。

平成28年3月7日 関東財務局長に提出

平成28年2月29日提出の臨時報告書(特別損失の計上)に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 6 月28日

株式会社川金ホールディングス

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 前原 一彦 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 澁江 英樹 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社川金ホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社川金ホールディングス及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社川金ホールディングスの平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社川金ホールディングスが平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 6 月28日

株式会社川金ホールディングス

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 前原 一彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 澁江 英樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社川金ホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社川金ホールディングスの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。